

新しい公立高等学校入学者選抜制度について

令和2年3月26日

秋田県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 基本的な考え方	
(1) 学力の保障の観点に立った選抜	2
(2) 適正な入学者選抜の実施時期	3
(3) 新しい公立高等学校入学者選抜制度の実施時期	3
2 新しい公立高等学校入学者選抜制度の概要	
(1) 募集区分及び募集人員	4
(2) 実施時期	4
(3) 出願	4
(4) 学力検査	5
(5) 選抜方法	5
(6) 配点基準	5
3 今後の予定	6

はじめに

秋田県教育委員会では、高等学校入学者選抜において、受検する生徒の学力等を多様な観点から適切に評価するために、時代の変化に応じた改善を図ってまいりました。

現行の高等学校入学者選抜制度は、平成17年度の通学区制の廃止による受検者の進路選択の拡大、前期選抜、一般選抜及び後期選抜の実施という複数の受検機会の設定、そして平成25年度からの、後期選抜の廃止、2次募集の実施及び前期選抜への学力検査の導入などの見直しを図ったものであり、これにより、様々な観点や規準に基づき生徒の資質・能力を評価することを目指しているものであります。

平成29年から30年にかけて学習指導要領が改訂され、情報化やグローバル化が進展し、将来の予測が困難な変化の激しい社会をたくましく生きていくために必要となる資質・能力として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱が示されました。また、今回の改訂は、キャリア教育の視点で学校と社会との円滑な接続を目指す中で行われたものです。この趣旨を踏まえ、生徒一人一人が、社会で求められる資質・能力を身に付けていくためには、中学校の学びを総括し、高等学校の学びへとつなぐことが極めて重要であり、学力を保障するという観点からも、高等学校入学者選抜は大きな役割を担っています。

この度の「新しい公立高等学校入学者選抜制度」は、秋田県教育委員会から秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会への諮問に対して令和2年1月16日になされた答申に基づき素案を作成し、素案に対する県民の皆様からの御意見（パブリックコメント）を踏まえ策定しました。この制度は、変化の激しい社会を生きていくために必要な資質・能力の育成に向け、学力を保障するという観点に立ち、中学校から高等学校への学びの円滑な接続に資する入学者選抜制度の確立を図ろうとするものであり、令和5年度入学者選抜（令和2年度中学校1年生が受検することとなる選抜）からの実施を目指しております。

今後、引き続き関係者と意見交換しながら実施要項を作成し、望ましい入学者選抜制度を構築していきたいと考えております。

令和2年3月

秋田県教育委員会

新しい公立高等学校入学者選抜制度について

1 基本的な考え方

(1) 学力の保障の観点に立った選抜

現行の入学者選抜制度においては、前期選抜では3教科（国語、数学、英語）の学力検査、一般選抜では5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の学力検査を課し、どちらの選抜の学力検査においても、思考力、判断力、表現力等を適切に測るように努めている。

また、前期選抜では、受検者を多面的に評価し、多様な個性をもつ生徒を高等学校に受け入れることで、特色ある高等学校づくりや教育活動の充実を図ってきた。

しかし、その一方で前期選抜と一般選抜で学力検査の教科数に違いがあることや検査問題が異なること、前期選抜の出願者の中には2教科（社会、理科）の学習が疎かになる傾向が見られることなど、中学校、高等学校における学力の保障の観点からの課題が挙げられている。

このような課題を踏まえ、今回、次の点について制度の見直しを図ることとする。

第一には、中学校、高等学校の学習を通して、社会で求められる資質・能力を適切に育成していくためには、中学校の学びの成果をまとめ、高等学校の学びへの円滑な接続を図ることが重要であることから、全ての受検者に共通する学力検査を課すこととする。

あわせて、調査書の「各教科の学習の記録」について、現行の入学者選抜制度では中学3年次の評定を基に算出される調整評定値(*)が用いられているが、義務教育段階での学びの成果を適切に見取るために、中学3年間の学びを評価する取扱いとする。

加えて、各高等学校が示す「出願の条件」に基づき受検者本人が出願する現行の前期選抜の趣旨を踏まえた上で、各高等学校における求める生徒像をこれまで以上に具体的に示すことにより、高校生活の中で自己の能力を伸ばしようとする生徒が幅広く志願できる「特色選抜」を設ける。

(2) 適正な入学者選抜の実施時期

現行の入学者選抜制度は、通学区制を廃止し全県一区とすることで、受検者の進路選択の拡大を図ってきた。また、前期選抜、一般選抜及び2次募集からなる複数の受検機会を設け、様々な観点や規準により受検者の資質・能力を評価することにより、受検者の主体的な進路選択を促してきた。

一方で、最大で3回の選抜を実施することが入学者選抜業務の長期化を招き、中学校、高等学校双方において在校生への指導が不十分になりがちであることなど、教育活動への影響が指摘されている。また、前期選抜後の中学校での指導については、前期選抜の合格者の学習意欲の維持が難しいことや、前期選抜の合格者と不合格者、一般選抜受検者が同じ教室で学習することによる指導の難しさなどが課題として挙げられている。

これらの課題の解決に向けて、これまでの入学者選抜での成果を踏まえつつ、現行の前期選抜の趣旨を継承する特色選抜と一般選抜を3月上旬の同一日に新たな募集区分（以下「1次募集」という。）として実施する。

現行の2次募集については、3月下旬の実施であるため、中学校、高等学校双方で教育活動への影響が指摘されているが、1次募集の合格発表後の出願としないければならないことから、日程の前倒しは困難であると考え、これまでと同様の日程において実施する。

(3) 新しい公立高等学校入学者選抜制度の実施時期

新しい公立高等学校入学者選抜制度の実施に当たっては、生徒が入学者選抜制度の変更を念頭に置きながら中学校で学び、入学者選抜を受検することが可能となるよう、令和5年度入学者選抜（令和2年度中学校1年生が受検することとなる選抜）から実施する。

*調整評定値

調査書の「各教科の学習の記録」に記載される中学3年次の5段階評定のうち、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）については、評定の値を合算する（5段階×5教科、最大で25）。入学者選抜において学力検査を課さない4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）については、評定の値を2倍して合算する（5段階×4教科×2、最大で40）。この2つの値を合計して得られた値（最大で25+40=65）を、調整評定値としている。

2 新しい公立高等学校入学者選抜制度の概要

(全日制課程及び定時制課程)

※通信制課程については、別に定める。

(1) 募集区分及び募集人員

募集区分は、1次募集及び2次募集とする。

〈1次募集〉

公立高等学校の全ての学科において1次募集を実施する。

① 特色選抜

生徒の多様な能力、意欲等を適切に評価する選抜を実施する。現行の前期選抜の趣旨を踏まえ、各校は自校が求める生徒像に基づいた「出願の条件」を事前に示すこととする。

募集人員は、当該学科の募集定員の10～50%の範囲で各校が定める。

② 一般選抜

現行の一般選抜と同様に実施する。

募集人員は、当該学科の募集定員から特色選抜の募集人員を除いた人数とする。ただし、特色選抜の合格者が募集人員に満たない場合は、募集定員から特色選抜の合格者数を除いた人数とする。

〈2次募集〉

現行の2次募集と同様に、1次募集の合格者の計が募集定員に満たない学科において実施する。

募集人員は、当該学科の募集定員から1次募集の合格者を除いた人数とする。

(2) 実施時期

〈1次募集〉

現行の一般選抜の実施時期である3月上旬に、特色選抜と一般選抜の学力検査等を同一日に実施する。

〈2次募集〉

現行の2次募集と同様に、3月下旬に面接等を実施する。

(3) 出願

〈1次募集〉

志願者は特色選抜又は一般選抜のどちらかに出願する。特色選抜に出願する者は一般選抜を併願することができる。

〈2次募集〉

現行の2次募集と同様に、原則として1次募集を受検し合格していない者が、2次募集を実施する学科に出願する。

(4) 学力検査

1次募集において、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の学力検査を実施する。なお、特色選抜及び一般選抜の検査問題は、同一の検査問題とする。

(5) 選抜方法

〈1次募集〉

- ① 特色選抜においては、高等学校長が学力検査の成績、調査書、志願理由書、学校独自の提出書類、面接等に基づいて総合的に判断して選抜する。
- ② 一般選抜においては、高等学校長が学力検査の成績、調査書、面接等に基づいて総合的に判断して選抜する。
- ③ 面接の内容は各校が定める。

〈2次募集〉

- ① 2次募集においては、高等学校長が調査書、1次募集における学力検査の成績、面接等に基づいて総合的に判断して選抜する。
- ② 面接の内容は各校が定める。

(6) 配点基準

〈1次募集〉

- ① 特色選抜における配点基準

次のア～エに基づいて各校が配点を定め、事前に公表する。

ア 学力検査は、500点満点（各教科100点満点）を原則とするが、学科の特性等を考慮して、各校が配点を変えて定めることができる。

イ 調査書の「各教科の学習の記録」は、195点満点(*)を原則とするが、学科の特性等を考慮して、各校が配点を変えて定めることができる。

ウ 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目及び学校独自の提出書類については、各校が基準を定め点数化することができる。

エ 面接については、点数化することを原則とするが、段階評価（A・B・Cなど）も可能とする。

② 一般選抜における配点基準

ア 学力検査は、500点満点（各教科100点満点）とする。

イ 調査書は、「各教科の学習の記録」を点数化し、195点満点（*）とする。

ウ 面接については、段階評価（A・B・Cなど）を原則とする。

〈2次募集〉

調査書、1次募集で実施した学力検査の成績、面接等の配点の基準については、各校が定める。

*調査書の「各教科の学習の記録」の点数化について

次のとおり、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を点数化する。その際、調整評定値の考え方に基づき、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍して加え、評定の合計を195点満点とする。

教科	評定			
	1年	2年	3年	合計
国語	5	5	5	15
社会	5	5	5	15
数学	5	5	5	15
理科	5	5	5	15
外国語(英語)	5	5	5	15
音楽	10	10	10	30
美術	10	10	10	30
保健体育	10	10	10	30
技術・家庭	10	10	10	30
合計	65	65	65	195

3 今後の予定

・令和2年度

各中学校及び義務教育学校の教員を対象とする説明会の開催。

・令和3年度

新しい公立高等学校入学者選抜制度の実施要項の公表。

※実施要項には、出願手続や志願先の変更等の詳細のほか、特色選抜における出願の条件及び配点基準を記載する。

・令和4年度

新制度による公立高等学校入学者選抜の実施。